

第四回

定時代議員総会終る

日税連会長問題で緊急動議を採決

全国青年税理士連盟京都宝池大会・177名参加



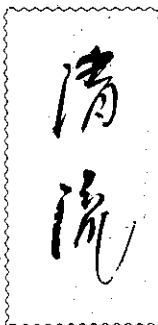
総会特集号

全国青年税理士連盟の第四回定時代議員総会・京都宝池大会は、七月十八日、千年の歴史を誇る古都の霊峰比叡山、数羽の白鳥がたわむれる清水の宝池に建つ合掌造りで東洋一といわれる国立京都国際会議場にて午後一時から開催された。

一七〇名の収容能力である会場に、南は鹿児島から北は岩手から一七七名の参加をえて全国青税連始まって以来の盛大な総会は、日税連会長、溝田澄人先生、大阪合同税理士会会長、川口清先生、名古屋税理士会会長、北川孝先生を始め多数のご来賓を迎えて第一部代議員総会、第二部記念講演、第三部懇親会にわかれはなやかに行なわれた。



全国青年税理士連盟京都宝池大会 第四回定時代議員総会



◆全国青税連は始めて全国的な役員人事をくんだ。今まで東京、大阪、名古屋の全国青税連の感があつたが、地方から推せんされた役員が期待される

◆日税連の会長が南九州会の木村会長と決定。税理士会の将来を誤らない識見と何物にも侵されない毅然たる態度を望みたい。

◆商法改悪反対運動を成功させるには、全会員の一致団結が先決であり、その為にも、もう一度、商法改正が何故、改悪なのかを個々の会員が研究する必要はないものだろうか。

◆臨時税理士の資格獲得運動を日商等が行っている。現行税理士法には特別とか臨時とか、わけのわからない怪物が多すぎる。

◆税理士法改正に関する第二次試験公表さる。

税理士界の将来を熟慮し、税理士会の発展が、やがて社会組織の健全な機能に重要な役割を果すであらうことを確信するとき、この第一次試験の真摯な検討を若き税理士達は特に重視せねばならない

北は岩手……南は鹿児島から

一七七名の参加をえて

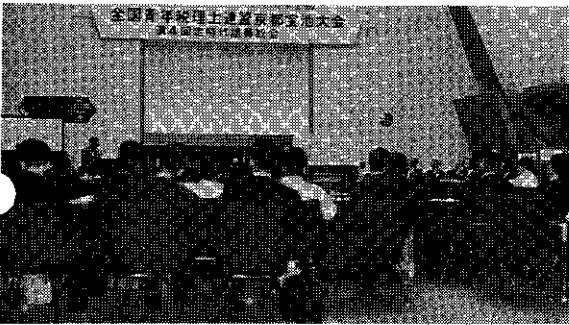
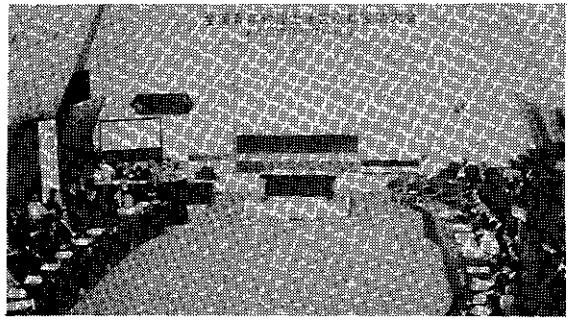
一致団結を誓う

全 国青税連の代議員総会は、京都、岐阜、熱海、そして今回の京都宝池と第一回開催地に帰った。

当日は午前十一時から実行委員会が開催され、開会直前まで日税連会長問題で執行部提案として川口大税会々長推せん決議について

色々の角度から検討したが、結論として執行部提案はしないが、代議員から動議が出た場合は、採決することになった。

昨日まで古都の空は七月の空らしく白と青のコントラストに目をみはつたが、前夜、どしや降りて悪天候が予想された。午後から大



雨となり、この為、京都駅で立往生した会員も多かった。

○第一部 代議員総会

角 谷実行委員長の開会のことばに次いで村田代表幹事が挨拶に立ち「組織拡大活動に少しづつ成果が具体化し、神奈川と鹿児島が団体加入した。この運動は

機に向っては何も出来ないし時間をかけつつ、その地に適應したグループ結成をはかる必要がある、その為には、身体を積極的にかかすことである。我々の理想とする税理士制度の実現は、道は長い。わしいが組織拡大以外に道はない。

高法改悪反対運動には、法務大臣に直訴、電報作戦、陳情を主とし国民大会を要望した日税連正副会長との懇談会、我々独自の総決起大会を実施し「商法改悪の本質」を内外に公表した。

二万余名の会員に、商法改悪の正しい認識を徹底させ、正しい判断のもとで日税連は一致団結して進むべきである。税理士法改正問題は二回にわたる意見書の作成を行ったが、残念なことに、唯一のパイプである会報の発行が非常に低調であったことは深くおわびする。」とのべた。

次いで議長団の選出が行なわれ東京、大阪、名古屋から中居、平山、山口の三君が決定し議案審議に入った。

- (1) 昭和四十五年度事業報告の件 増田総務部長報告
- (2) 昭和四十五年度収支決算並びに財産目録承認の件 土橋経理部長報告
- (3) 昭和四十五年度会計監査報告の件 生山会計監事報告
- (4) 規約一部改正の件 各務規約委員長説明
- (5) 昭和四十六年度事業計画案承認の件 南副代表幹事説明
- (6) 昭和四十六年度収支予算案承認の件 安井経理副部長説明

こ れらの議題に対して活潑な質問が各代議員から出された。その主な質問は、(1)友好団体と懇談会を開催しているとのことであるがその目的と今後、どうするのか。(2)新しく組織拡大推進委員会を設置するところがあるが、その具体的構想があるのか(3)チェック・シートが問題化しているが、執行部は何を行ってきたのか(4)情報化時代に対処する為に情報収集の具体策があるか(5)事業報告概要の中

で村田代表幹事は反対給付的メリットがなかったと書いているが、どういう意味なのか等の質問がでた。

- (7) 役員改選の件

議 長から選任方法について提案され、選考委員会の設置が決定し議長から役員の名指名があった。今回は個人加入会員からも指名があり別室で協議の結果、羽賀委員長が別掲のような全役員の発表があった。新しいことは、全国的規模の人事構成となり、総会で担当部長等を決定し、更には各特別委員会の委員も発表されたことである。

又、今回の規約改正で、会長、副会長、理事制を採ることになった。

- (8) 大会決議文採決の件 寺沢尚対委員長説明

大 会決議文(案)を作成した趣旨がのべられたが、文言中「健全な」を削除するべきとの意見が出されたが、執行部提案通り承認された。

- (9) 日税連会長問題で緊急勧告 大阪の中村代議員より来る二十一日に決定される日税連会長には全国青税連として大税会々長の川

で、

大会宣言

全国青年税理士連盟は、代議員総会の名において次のとおり宣言する。

1. 商法改悪法律案は粉飾決算を合法化し、また健全な税理士制度を崩壊に導くものであり断固反対する。
2. 税理士法を改正し、特別試験の廃止と真の自主権、代理権を獲得しよう。

以上の目的達成のため、われわれ青年税理士は一致団結し、全国組織の拡大に総力を結集しよう。

昭和46年7月18日

全国青年税理士連盟代議員総会
京 都 宝 池 大 会

口清先生を推せん決議するべきであるとの提案が出され、活潑な意見が出たが、結局、採決の結果絶対多数で推せん決議することになった。又、執行部より税理士法改正の二次試案の取扱について要望書を日税連に提出したいとの提案が出され採択された。執行部は翌日午前十時に十三単位の会長に親展至急電報をうちこの旨を伝えた。

最後に新役員を代表して村田会長が挨拶に立ったが、第二部の記念講演に時間がくいだ関係上中途半端なところで打切ったので

会報に挨拶原稿の金() 発表することで、第四回定時代議員総会は無事終了した。

- お、来賓出席者(敬称略・順不同)は、社会党・堀昌雄、公明党・樋上新一、共産党・寺前巖、日本税理士会連合会会長・瀧田澄人、大阪合同税理士会会長・北川孝、東京税理士会会長代理・関本和幸、大阪合同税理士会副会長・竹内兵司、京都府支部長・森金次郎、全国婦人税理士連盟会長・福森寿子、全国婦税連西日本支部長・大城戸武子、大阪専税協

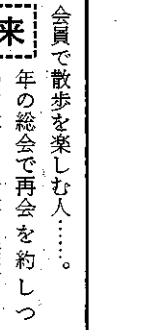
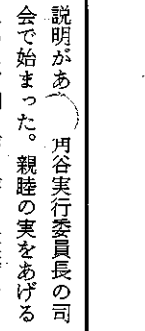
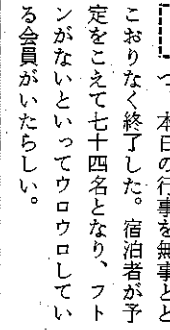
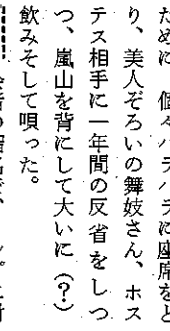
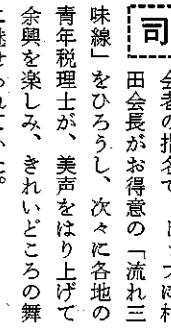
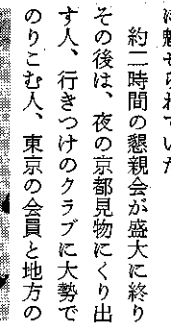
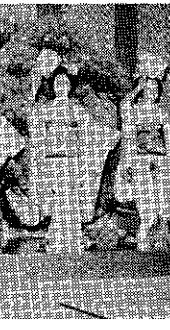
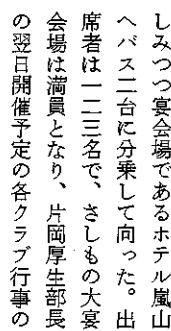
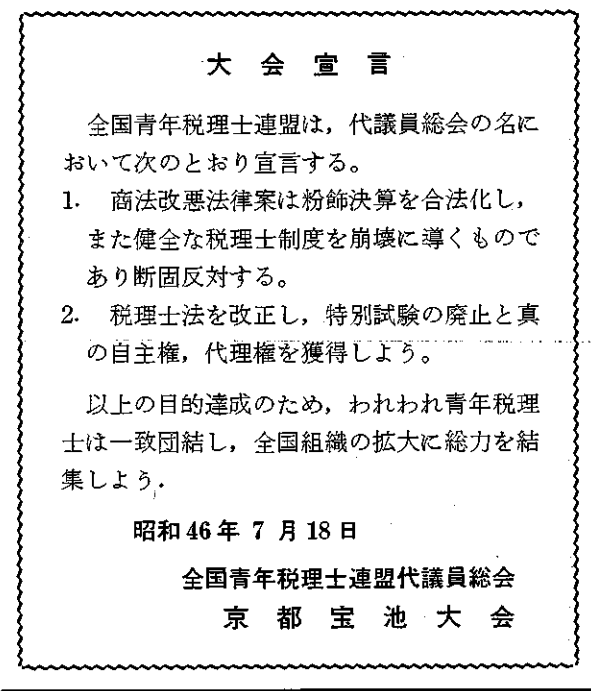
長代理・釜江成雄、エヌピー通信社・日本経営通信社。また祝電をいただいた方(敬称略・順不同)は、自民党・三木武夫、小坂徳三郎、橋口隆、社会党・横山利秋、野々山一三、民社党・春日一幸、佐々木良作、京都府会議員・菱田多一郎、エヌピー通信社社長・会田晴宣、東京税理士会会長・添田正夫、東京税理士会副会長・波多野重雄、大阪合同税理士会副会長・木下榮繁、全国婦税連東日本支部、全受連、高知青年税理士連盟

説明があ() 月谷実行委員長の司会で始まった。親睦の実をあげるために、個々バラバラに座席をとり、美人ぞろいの舞妓さん、ホステス相手に一年間の反省をしつつ、嵐山を背にして大いに(?) 飲みそして唄った。

研究会主催の記念講演は同会場において三時半から行なわれ、講師として立命館大学名誉総長・末川博先生の「現代社会と法」というテーマで行なわれた。(内容は別稿)

研究会終了後、雨上がりの夕しみつ宴会場であるホテル嵐山へバス二台に分乗して向った。出席者は一二三名で、さしもの大会会場は満員となり、片岡厚生部長の翌日開催予定の各クラブ行事の

約二時間の懇親会が盛大に終わりその後は、夜の京都見物にくり出す人、行きつけのクラブに大勢でのりこむ人、東京の会員と地方の



記念講演

『現代社会と法』 立命館大学名誉総長 末川 博先生

△現代とは▽

現代とはどう
いう時代であ
ろうか。現代は
日本も世界も動
いている。激動し
ている。何故日本
が、世界が動くの
かと言えばそれ
は、現代世界の矛
盾が激化している
からです。

さて、現代には
われわれ自身が生
きて毎日を生活し
ている。したがっ
て、われわれの全
く身近に存在して
いる。身近にある
からその全体、そ
の真実の姿がよく
わかつているかと
言うと、それは逆
であって、身近に
あるものはかえっ
てわかりにくいも
のです。それは、
丁度、私自身にと
って私自身がわか
っていないのと同
じことである。

現

代も、五十年百年後でない
とその真実の姿はわからない
であろう。ただわれわれは、現
代についてイメージをいだくこと
ができるだけである。だが、ま
た、われわれはイメージなしには
生きてゆけないし、何の行動もで
きないのです。それでは、現代社
会のイメージとして、どのような
ものをわれわれは持つことができ
るか、日本についていえば、それ
は敗戦、朝鮮動乱を経て、アメリ
カの海外政策の転換から日本経済
の高度成長であり、戦後の物資不
足の時代から「繁栄」の時代、大
量生産、大量消費、大量輸送の時
代への変化である。それは又大量
伝達の時代である。つまり大量生
産は大量消費に支えられ大量消費
を促すために大量伝達が必要とな
っている社会である。つまりそれ
は少数の人間が生産、消費してい
る社会ではなく、大衆がその基盤
となっている社会、即ちマス社会
であります。

ま

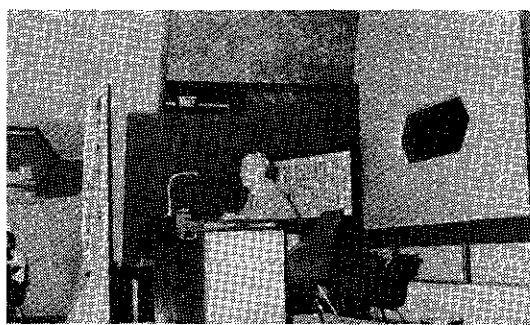
た、生産、伝達等がすべて
産業としておこなわれてい
る意味で「産業社会」ともいえる
だろう。

それはまた、大量伝達が欠くべ
からざる社会、コンピューターの
出現によって一層、くくなった

「情報化社会」とも言うことがで
きる。

この社会の基盤となっている
大衆は大量の情報に支配さ
れ、大衆の構成要素である個々の
人間は孤立化し、連帯感が失なわ
れている。

そこに人間阻害があり、マイホ



しーム主義が産れ、ヒッピーが発生
する共通の理由があるのです。

かし忘れてはならないこと
は矛盾の激化している「情
報化社会」「大衆社会」と言っ
ても、その社会はあくまで「人間
が形成しているものであり「人間
間」が基盤となっていることなの

です。

△法とは▽

さて次に「法」について考え
てみよう。

いちがいに「法」といってもい
くつかの性格のものがあり「法を
守る」といっても「法」の性格に
よって「法を守る」ことの意味は
全く異なるのである。

まず、第一に考えられるのは
人間の共同生活が必要とす
る規則、ある意味では人倫とか道
徳とかを基礎とする法、つまり、
共同生活の便利さのための法であ
る。例えばそれは交通法規などで
す。この種類の法は共同生活の約
束事であると言うことができま
す。

次に考えられるのは、法を実
際に司るものが（それは権
力者であり、現在までの歴史で
は、人間の社会生活の中で権力者
が生ずるのは歴史の必然である
が）民衆を支配するために上から
下へ圧えつけるための法です。そ
れはつまり、権力者が自分の利益
を守るための法である。戦前の治
安維持法などはこの種の法の典型
です。皆さんに縁の深い税法も、
実は、この種の法になりやすい性
質をもつるのです。

最

後の種類は、二番目とは逆
に下から上へ、被支配者が
支配者をつき上げ抵抗してつくり
あげた法であります。この法は被
支配者の権利の主張拡大であり、
被支配者の権力の制限です。歴史
的には、フランス革命の諸法、マ
グナカルタ等々、労働組合法など
も長い人民の闘いの結果つくりあ
げられた法である。

このように法には全く相異なっ
た性格のものがあり、同じく法を
守ると言っても「どの法を守るの
か」が最も大切な問題なのです。
△法の解釈について▽

と

ところで、日本国憲法は、第
一に平和を、第二に民主国
民主権を基本としており、また
世界的な人類の闘いの遺産である
基本的人権を重視している。日本
のすべての法は、憲法に規制され
ているのであるから、すべての法
を学ぶもの、法を扱うものは、
「人民大衆の権利を守るためにど
う解釈せねばならぬか」という基
本姿勢を持たねばならぬ。私は戦
前から法を講義してきたが、戦前
の私の講義は、上から下への法の
使い方を教えてきたようなもの
で、それは権力者に奉仕する法解
釈学であったと反省し、その反省

〈青年税理士に望む〉

に基いて行動している次第です。

「税 理士法第一条を見ると「中正な立場」とある。中正とは実はむずかしい問題のある言葉である。次に「納税者の信頼にこたえ」とあるが、これは全くその通りだ、共同生活、共同事業は、愛情と理解と信頼がなければなりたたないものである。「適正な納税義務」の適正もたいへんむずかしい言葉です。また「納税道義を高める」と書かれているが、肝心なのは、税法そのものが道義にならなければならないし、その道義とは国民の立場に立って、国民の利益を守るための道義でなければならぬ、ということでしょう。

「は じめに述べたように現代は矛盾対立が激化し、公害、高物価、交通事故などが拡大している動乱の時代である。みなさんは納税者と日々接触しておられ、その意味では国民大衆と直結して生活しておられる訳だ。また、税法を中心として毎日法律を扱っておられる。このような皆さんこそ、私が述べてきた「法を扱う姿勢」を重視していただきたいと思う。

最

近アメリカで ベトナム 秘密文書」が暴露され、政府はその新聞掲載の停止を裁判所に提訴したが、裁判所は国家利益



よりも事実を国民が知る権利の方が大切であるとして、政府提訴を認めなかった。これなど、アメリカ裁判所の健全性、独立性を示すものだ。一方、日本の最高裁はこれほど毅然とはしていない。このような違いは、ひとつには、アメリカには独立戦争や、フランス革命の人権を闘い続けた歴史的经验が生きており、一方、日本には、いまだかつて人間性を主張して闘った歴史的经验がなく、封建的な

ドレイ根性が根強く生きていうところにある。

「二 十一世紀を生きたことがで

きる若い皆さんこそ、このドレイ根性をぬぐいさる仕事をやらねばならない。皆さんの努力次第で二十一世紀は暗黒の世紀とも又光明の世紀ともなるであろう。いや暗黒の世紀にしてはならないのです。

「一 一人の力は、なるほど小

さいものだが、これを結果すれば大きな力になるのだ。自らの力を過大に評価してはならないが、同様に過少評価してもなりません。力を結果することが大切です。全国青年税理士連盟は、この力の結果に有効であることを期待するものです。

「法 を日々扱う立場にある皆さん、どうか、国民大衆の基本的自由と権利を守る立場で、皆さんの仕事を発展させられることを願います。

(文責 矢頭)



第四回代議員総会に出席して 個人加入会員として感じたこと

盛岡市 西川 広



私が代議員総会に初めて出席したのは去年の熱海大会でした。この時は代議員総会というものが何であるか全く判らずに参加しました。総会は顔でも出してリクリエーション大会のゴルフして汗を流して来ましようかというのが、私の本心でした。幸いゴルフで名古屋の土橋さん、浜松の伊藤さん達を知り初めて総会に出席した気持になれたのが去年の総会でした。それに比べて今年の京都大会には全く別人のような気持で出席しました。というのは熱海大会に出席した為青年税理士の会員になったという自覚と同時に商法問題の矛盾がさらけ出され税理士の地位向上が叫ばれている時、青年税理士として何をしたら良いのかと真剣に取り組んだからでした。そして京都大会には是非地方の一會員の

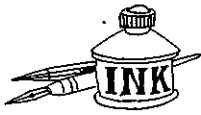
声と思い出席しました。こうして大会に出席して一番強く感じた事は総会の空気が青年税理士らしくもつとつぎつめて青年らしくということでした。それは若くても良いということでした。商法問題一つを取っても私達地方の個人會員は税理士会はどの方向へ進んでいるのか判らないというのが実状なのです。こうした中で青年税理士連盟は何の取引もなく素直な気持で商法反対運動を続けて来て今後も全力を尽して反対運動を続ける姿こそ本當の青年税理士の意義を見出したのです。大会宣言にある税理士法を改正し、特別試験の廃止と真の自主権、代理権の獲得をしようという大きな目的こそには青年税理士連盟の一員としてのメリットを大会を通して感じたのです。ことに末川先生が御老体にもかかわらず、我々青年税理士会員の為に御講演を下さり、官僚統制への道を打ち破るよう激励された事は感激に余るものがありました。今後このような記念講演を

大会に計画される事を地方会員の
一員としてお願い致します。

ただ心残りな事は総会の時間が
少なく十分な議論が出来なかつた
事ではないかと思ひます。

尚、大会宣言の事になります
が、もう一つ付け加えたいと思
つて居る事は青年税理士は職業的
専門家として税制の改正及び税制
の不均衡には声を大きくして批判
する事を何らかの意味で付け加
えて置きたいと思ひました。又、
今後個人会員の代議員は各県別
単位にして戴いたらどうかという
事です。というのは、地方税理士
部会で発言するのはやはり青年
税理士会若手支部という名称を
欲しいというのが実情です。

最後に京都の会員の方々には
会が終つてからもお世話を戴き
ました、又東京の山口さん、後藤
さん、野村さん達と京都を散策し
事務所の運営等の問題を話した
事は総会の最後をかざる楽しい
事でした。



旅行・釣・ゴルフ・マージャンを大いに楽しむ

七月十九日から二十
日にかけて、恒例とな
つた全国青税連の同好
会行事を開催した。
今回は新しく釣クラ
ブを加え四つのクラ
ブ行事となつた。

参加者はゴルフ・十
二名、旅行と釣・八名
であり参加費自弁のた
め小人数のリクレーシ
ョン大会であつた。

ゴルフは、瀬田ゴル
フコースで、マージヤ
ンはホテル嵐山、旅行
は、丹後天の橋立から
城崎方面を廻り、奥城
崎シーサイドホテルに
一泊して楽しんだ。

丹後・山陰路 への小旅行 片岡昭夫

七月十九日快晴にめ
ぐまれた朝ゴルフ大会
参加の車、出発した

後を受けて、前夜の宿「ホテル嵐
山」を發つ。

十時すぎ車窓の人となり、列車
は京都駅を離れ、第一目的地、天
下の景勝天の橋立へと一路進行
する。残念ながら参加者が八名
と、ものさびしい。山あいの丹波
路、爽やかな空気を窓一杯に入れ
て進む列車に、しばし都会の雑踏
を忘れて皆、前日の大会の疲れ
(飲み疲れ?) からか、軽やかな
軒の様子。車中で昼食をしたた
めて、ほどなく天の橋立駅に降り
る。

細長く松林の続く天の橋立に添
つて、一行は船に乗り、リフトに
乗り継いで成相山へと向う。傘松
公園で記念撮影、眼下の眺望まさ
に絶景、松林に蓋われた崎は帯の
様に長く、股覗きをすれば、天に
向つて延びている。股覗きをした
くて人影のない所を探していた、
うら若き女性とも親しくなり旅の
つれづれが慰められた。時間にせ
かれて次の目的地へと急ぐ一行
は、船に積み残しを出す一幕もあ
り、ようやくにして城崎に着く。
当夜の宿は、城崎温泉より海岸
道路を経て竹野浜の、真新しい奥
城崎シーサイドホテルとなる。

日の暮れはじめた海、起伏に富
んだ海岸線、山陰の夜は更けて行

く。
翌朝、前日以上の良い天気だが
波が荒く、釣船は出ない事となり
釣倶楽部はオジャンとなる。

しかたなく日和山公園に遊び、
釣堀で、ハマチ、鯛の大物釣りを
して溜飲を下げる。帰路に着いた
一行は、昔情緒の残る城崎温泉の
町を散策、外湯につかり旅の汗を
流して、車中の人となった。

マージャン 名古屋チーム優勝

麻雀同好会は代議員総会の懇親
会々場と同じ京都のホテル嵐山で
開催された。大阪会は優勝経験の



市原稔 (個人優勝)

ある中居君を中心とした四名の強
力メンバー、東京会は小銃精銳主
義で二名の参加だが、昨年書記の
ため腕の見せ場が無かつたエース
増田君がいて必勝を期している。
これに対し昨年優勝の名古屋会は
若手の精銳六名が参加して総計十
二名、三卓にて優勝が争われる事
になった。

試合に先、自己紹介があり各

自、自信満々の弁で戦わずして優
勝カップは我が手中にと早くも舌
戦が展開された。

九時半、円角厚生部長よりルー
ルの説明があり、熱戦がくりひろ
げられ、名古屋会の市原稔君がダ
ークホースぶりを発揮し、三荘戦
を通じて何れも圧倒的なトップで
得点を重ね見事に優勝した。増
田、中居両君もさすがに貫禄を示
し上位入賞した。なお団体戦は上
位二名の合計得点の結果、優勝は
名古屋チームと決まつた。

熱戦終了後、親睦パーティが行
われ、優勝した市原稔君が「勝と
うと思わず力まずに淡淡とした気
持でゲームが出来た事と、多分に
ツキがあつたのが優勝出来た大き
な原因」と喜びの弁があり、終始
和気あいあいのうちにお互いに次
回の健闘を約し午後三時散会し
た。成績は次の通り

個人戦	得点
優勝 市原 稔	名古屋 六一七
二位 増田昌弘	東京 三五一
三位 中居朝夫	大阪 二三八
四位 大野真一	名古屋 一三五
五位 角谷 昭	大阪 一一七
団体戦	
優勝 名古屋チーム	
二位 大阪チーム	
三位 東京チーム	

ゴルフ同好会は 又楽しからずや

盛岡市 西川 広

ゴルフ同好会の仲間、意気盛んである。何しろあの立派過ぎる位な京都国際会議場へ九キロ以上もあるバックをかついで行くんだから。雨なんかちっとも気にならぬ。久し振りに青税のゴルフ仲間と会える嬉しさを一緒にかついでいるんだから。

ゴルフは優勝する事に意義があり参加する事が仕事よりも優先している仲間ばかりだ。みんな優勝させたいが残念ながら優勝は一人しかいない。参加人数が多過ぎるかな。いや参加人数が多い程、ゲームは燃えるものだ。頑張ろう。場所は名門、近江カントリー。天気は快晴、風心良いくらいにあり。胸が弾む。何とか最初は三〇〇ヤード位飛ばして良い処を見せたいものだ。スタート仲間の眼差がちらりと気になる。よししょつと、あれ三〇ヤードも飛んだかな。〇〇さんも同じ事やってるぞ。よしまだ先は長い。ボールの行く先は皆同じだ。心配する事は

ないぜ。同じレベル仲間がやっているんだから。風は我々の為に用意されたのだ、グリーン芝生も生き生きしている。キャディさんも特別愛想がいい。ゴルフの楽しみはここにある。この辺で優勝カップがちらりと頭をかすめる。あれこのショートホールはバンガーに入れたぞ。よし、いっちょやつてやるか。近江富士に笑われないようにな。よしうまくいった。琵琶湖から風も微笑んでくれるぞ。

仲間はどんなスコアかな。昼は琵琶湖のうなぎでも食うか。待てよ、スコアカードがちよつと気になるぞ。あれあれこんな筈じゃなかったんだがカードの印刷通りの予定だったんだがなあ。ガッカリ。仲間もワイワイやっているぞ。ホールインワンでもやったのかな。実に楽しいゴルフだ。

おやおや一番真黒に日焼けしているのはどうも大阪の仲間らしいぞ。次は名古屋、東京そして東北の私かな。どうやら表彰式での成績発表はそうなっているぞ。自己紹介あり、〇〇です。私は優勝する為に近江カントリーに来たのであります。と言う仲間あり、私と同じだ。嬉しくなる。どうも今日のゴルフはゴロフだった。関西

のチャンピオン戸田プロはゴルフはゴロフで行けと。参加賞は重い若手へのみやげが一つ増した。仲間にサヨナラはない。もう来年の事を考えている。今度は名古屋かな。名古屋の仲間頼みあんです。

昭和46年度の 重点基本方針

- 一、税理士制度の発展強化の目的達成のため商法改悪問題、税理士法改正問題には総力をあげて積極的に対処する。
- 二、組織拡大運動は本連盟発展のための最重要なる事業であるから新しく組織拡大推進委員会を発足させ有機的な活動を図る。
- 三、昭和46年度は広報活動を一段と強化充実させ会員への直接発送態勢を整えて会員とのパイプとし緊密化を図る。
- 四、日税連が会員の総意を反映して民主的に運営されるよう各種の建設的な提言を行なう。
- 五、業務改善部を新しく設置し税理士事務所の合理化に資する。
- 六、昭和46年度においても、商法改正対策特別委員会、税理士法改正対策特別委員会、規約審議特別委員会を引きつづき設置する。

全国青税連に入会しよう

全国青税連は、地区別の組織拡大推進委員会を中心に活動しています。現在、一三〇〇名の会員ですが、一人でも多くの会員を迎えたいと思えます。

本連盟の趣旨にご賛同下さる青年税理士のご加入をお待ちしています。なお、現在、会員の皆様の中でお知りあいの青年税理士がおられますしたらご紹介下さい。

〒一五二
東京都目黒区碑文谷一―十九―十三
税理士村田昭事務所
電話(03)七六一―五三八二・七五六三
※規約上は年令制限はありません。

○ 鹿児島県青年部会 ニュース ○

税理士会役員改選の年に当り、我々青年部会が中心となって若返りと、若手税理士による税理士会の運用を目標に所期の目的を達したのである。

県支部より選出された九州税理士会役員七名中、税理士試験合格者は五名を数え、うち青年部会員四名という状況である。

また、県支部役員に至っては、十六名中、税理士試験合格者は九名を占め、このうちの七名が青年部会員という構成である。

地方税理士の泣きどころは、青年部会員が増えない

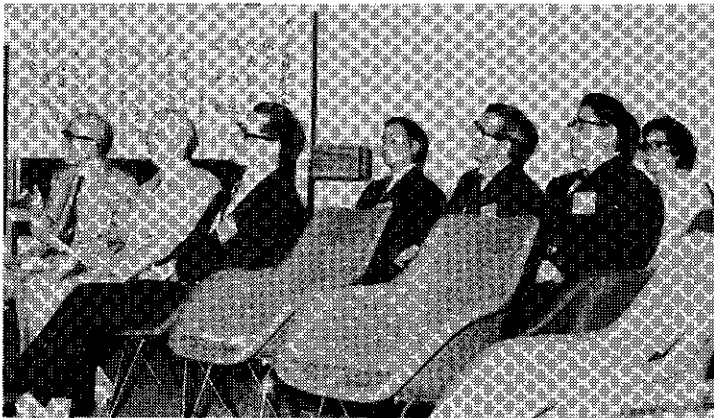
税理士法第四十九条の規定によって設立された税理士会なのだから、同法第三条に定める税理士試験合格者によって運用されるのが本筋である。

我々青年部会員が中心になってやらねばならない時代が到来したように思われる。(坂口健一)

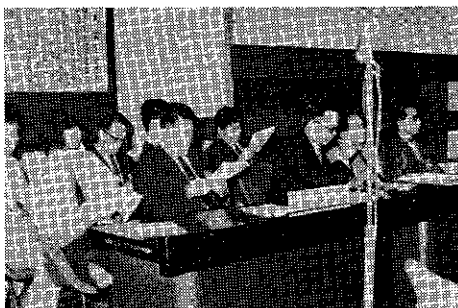


挨拶する会長
村田 昭

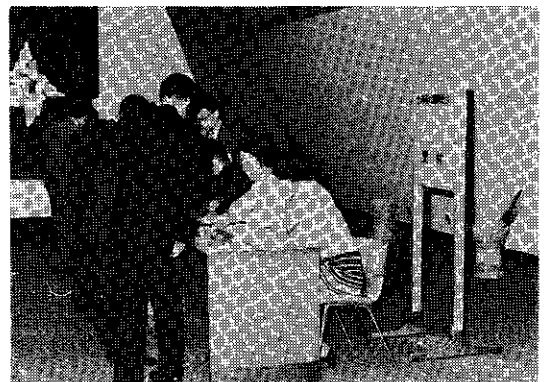
ア ハ ハ ム



日税連会長をはじめ
来賓の方々



役員一同
被告席にすわられた感じ



総会受付風景
女性会員の協力をえて

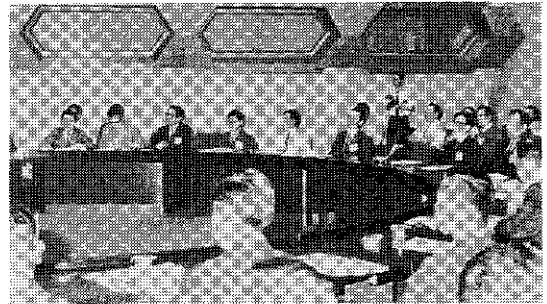
※総会.....同好会.....スナッフ*ピ*セス.....会我同.....会録※



議長挨拶 何とぞよろしく



議長団 質問はありませんか



円形の代議員席

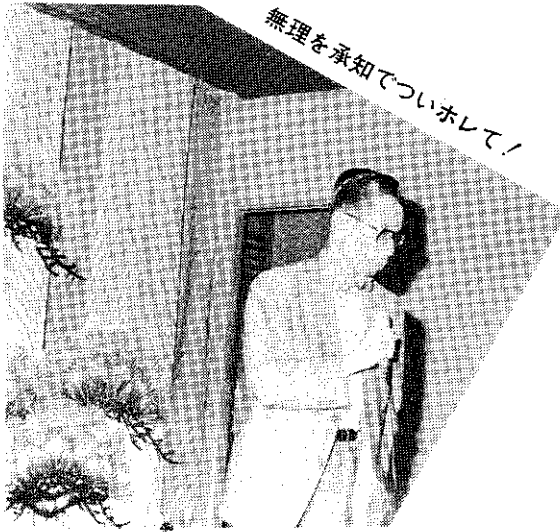


役員選考委員会

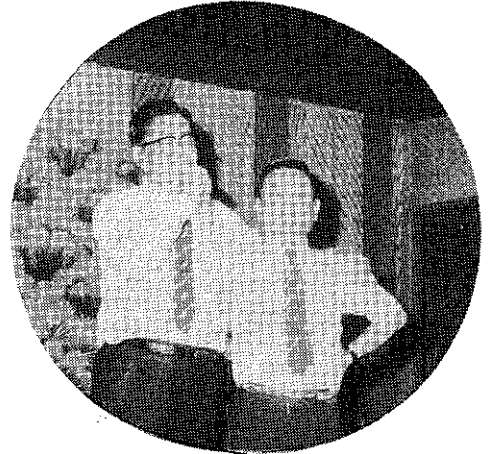


質疑応答も盛んなり

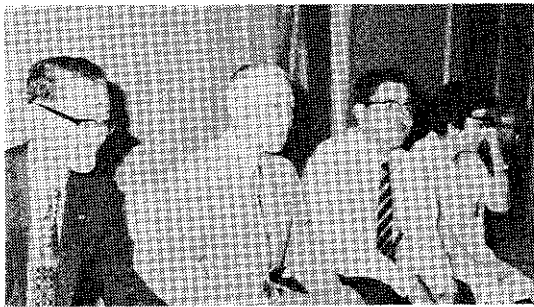
宴



唄う村田会長



地元会員のドラ声で?



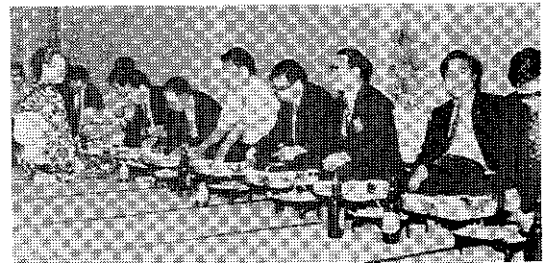
北川・川口・森・福森の先生がた



小川副会長の美声?



手を出しているのは誰だ



遠くから馳参じた会員たち
ご苦労さまでした

※総会……同好会……スナッフ*セックス……会社同……会誌※

ア ル ム



東京・大阪・横浜の会員たち



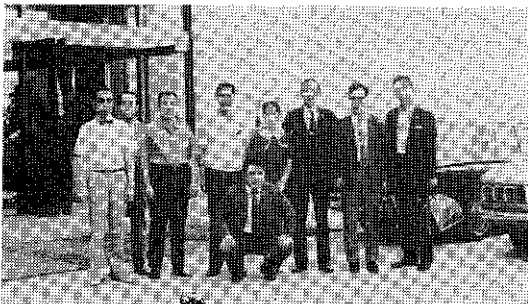
山陰の龍宮——海中公園

海が近いのに釣堀とは……。

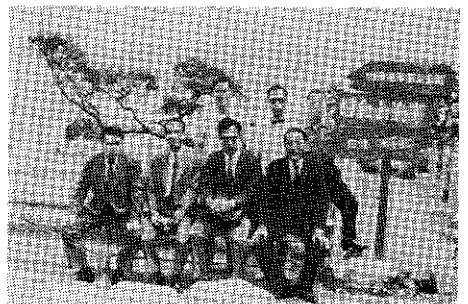


美女を相手に……

宴



シーサイドホテルで



日和山海岸でパチリ

画期的な盛り上りをみせた二月のけっ起大会以来、情勢には一定の変化が生じている。「7会長」24支部長」の署名問題として表われた税理士会内部の分裂の公社会化、日税連会長選挙結果に見られる分裂勢力の一定の優勢、又一定の「妥協」を含んでいると言われる「法律案」の発表などである。

われわれは新しい情勢に対応した運動の方向を明らかにせねばならぬ。そもその始めに立ちかえって考えてみよう。

(1) 商法改正のねらいは何であったか。

商法改正は「粉飾決算防止」を主たる目的とし、これに、中間配当などいくつかの手直しをほどこしたものである。「粉飾決算防止」は、資本調達を大衆資金に求める大企業にとって、大衆の信頼をつなぐための必要な措置であった。商法改正はこの「粉飾決算防止」を監査の「強化」という面から一決算当時に粉飾をさせないための手段を強化するという面からではなく——とらえようとしたものである。しかも、「会計原則」の変更を同時におこなうことによつて、決算当事者の「操作」の範囲を合法的に広げる保障をとりつけた。

これが商法改正の主たるねらいであった。

(2) 商法改正のもたらすもの

商法は、この監査「強化」を、監査役の権限の「強化」と、公認会計士監査の導入によつて達成しようとし、そのため税理士と中小企業にとつてもいくつかの問題が発生した。まず、

① 会計士監査の導入は、監査人たる会計士が、同時に税理士の資格をも有しているために、本来、相反する立場でおこなわれるべき監査と税理士業務を並行して実施する

張 主

商法改悪をめぐる新情勢と方針

張 主

る道を広げ、また、会計士監査が「税務監査」として機能する可能性を大きくすることなどから、監査業務と税理士業務の区別がうすれ、ひいては納税者の代理人として機能することを根本的な存立の基礎としている税理士制度の崩壊へ導く危険性を多分にはらむこと。

② 会計士監査を導入したものの、すべての株式会社で実施することができず、商事基本法たる商法に大会社、小会社の区分をもちこまざるをえない結果となり、大会社

優遇の差別行政の強化に一層の可能性を開いたこと。

③ 監査役の権限の「強化」は、その責任の強化と専門的知識の具備を必然とし、中小企業に過大の負担を背負わす結果となること。

これらがわれわれ税理士と中小企業に、商法改正がもたらす主な問題であつて、それは全く「改悪」と呼ぶにふさわしいものであつた。

(3) 新しい情勢と運動の方向

現在、分裂勢力の一定の優位という情況の中で、「法律案」による

妥協、收拾が語られている。「法律案」は妥協の価値あるものであろうか。

「法律案」では、先の基本的な問題点には何ら変化がなく、ただ大小会社の区分が資本金一億円から三億円となり、小会社の監査役は現行通り会計監査のみを業務とすることとした(但し責任は大会社と同様)点が「妥協」点である。

商法改悪を単に税理士の職域の問題としてとらえるのであれば、会計士との競合会社の数が多少減少する「法律案」は確かに「妥協

案」としての意味を持つてであろう。しかしわれわれにとつての問題は数ではなくて「制度」そのものなのである。

渡辺試案に賛成した人々の多くはまさに商法問題を単に職域の問題としてしか考えていなかったと言えらるであろう。そして、また、現在一定の優位にある分裂勢力を支えたのは、同様に多くの善意の会員——商法問題を単に職域の問題としてしか考えていない人たち——なのである。

「新しい情勢」というのは、このような職域意識しか持たない多数会員の前に僅かな餌が投げられ、その餌がある程度の効果をあらわしているという情勢なのである。

われわれの新情勢に対応する運動の方向は自づと明らかである。われわれは餌の前から会員を引戻さねばならない。商法改悪の根本問題を強く、広く会員に訴えてその本質を明らかにしなければならぬ。投げられている餌はあまりにもチップケだが釣られんとする魚はあまりにも高価であることを明らかにして、会員大衆をわれわれの側に獲得すること、これがわれわれの運動方向でなければならぬ。

青 税 告 知 板

◎原稿を書きましよう

隨筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◎理事会等でとり上げてもらいたい議題がありましたらご連絡下さい。

◇連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

□「彼の特技」・「私の趣味」「我が友」「あいつのアダナ」の原稿を送って下さい(約三〇〇字・要写真)

★各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

■原稿等の送付先は

連盟本部まで
東京都目黒区碑文谷1-19-13
税理士村田昭事務所

新部長の抱負ここにあり

業務改善部

新設さる!!

有機的な会務執行を

● 片岡昭夫

(総務部長)



今回、総務部長の大任を仰せつかり、私如き軽輩に務まるか、危惧の念を深めている次第ですが、会員並びに部員の皆様のご協力とご指導を得て、任期中無事この大任を果せます様、精一杯の努力を致す所存ですので、ご鞭撻の程よろしくお願いたします。

総務部は、会務運営にあたって会議開催、各部との連絡等の事務を行い、連盟の潤滑油としての機能を果たすわけですが、会長が東京に、私が大阪会所属と地理的に離れている関係もあって、在京の理事の方々のお力を、よりお借りしなければその責を、果た得ないと考えております。

連盟も、今までの東京、名古屋大阪の三大単位会による時期も過ぎ、全国津々浦々より選出された理事は、総員九十五名にわたり、各部に配属となり、総会で承認された、商法対策、税理士法対策の重点事業をはじめ、各部の計画事業を、分担して執行するわけですが、今までにない大世帯であり、又地域的にも日本全土に及ぶわけで、重複や空廻りのない有機的な会務執行が必要であると痛感します。

総務部の事業計画は、既に総会に提出され承認を得た大綱に従って、細部にわたる具体的な計画を決めるわけですが、まず、理事会をより効果的に開催する。

と申しますのは、今迄の幹事会にみられたややもすると報告の場となり易いこの会議を、審議の場とする様に運営したい。

この為に、書面審議を含めた部会を随時催し、理事会を有効に運営したい。理事会の承認を以って、正副会長会(仮称)等で執行

出来得る運営事項は、一任してこれを行う様にし、報告事項は事前

に書面で可能な段階までを行い(一方法として代議員ニュースの活用等)、限られた理事会の時間の大部分は、審議に充られる様に計り、その開催回数を必要最少限にとどめて、代理出席を認める等の事項を検討し、常に全理事の出席を求める様に行いたい。

又、代議員ニュースも年四回程

考え、調べ、明らかにする

● 亀田誠二

(研究部長)



つこの役をお受けした訳です。全国会員のご援助をおおがなくては何も出来ないこと火を見るより明らかです。

生来私は研究という言葉に縁遠く、行きあたりばつたりの誠に利那の人生をすごしてまいりました。が最近に至りようやく「これじゃいかん」といささか反省の色を見せております。反省の色があるかどうかについては異論のあるところですが、ともかく心情の変化をきたしておることは事実でありまして、それが故に煩惱をふり払い

研究とは「物事を学問的に深く考え、調べ、明らかにすること」とあります。誠に恐ろしきことですし、しかも全青税の研究は単に研究するに止まらず、実践活動に結びつかねばなりません。そうでなくては恐ろしい村田会長にしかられません。そこで全青税発足の精神にのっとり税理士制度の強化発展に関連する種々の問題の中から研究テーマを選んでまいります。具体的な研究課題については皆様の御意見をまとめて決定します。そし

て決定したテーマに従いグループ研究を行い、論文をまとめて年二回程度はシンポジウムを開催すると同時に、ぜひ論文集を発行したいと思えます。

税理士制度の前途は誠に多難と云わなければなりません。商法改悪、チェックシート、税理士法、付加価値税、小規模企業対策等々、どれ一つとっても私達税理士

親睦から発展が生れる

● 円 角 陽 生

(厚生部長)



厚生部長の円角でございます。

厚生部というのは、「遊び専門」と思っていました。単なる親睦そののみでなく、全国青税連の厚生部は、組織拡大に寄与すること

も大きな目的となっております。私はこの趣旨にそって、本年度の事業計画を忠実に実行して、連盟の発展に努力したいと思えます

に大きな影響を及ぼす問題ばかりです。しかも、私達青年税理士の期待とは逆の大きな、しかしひそやかな流れがこれら諸問題の底に流れているように思えてなりません。できることならばこの底流を浮彫りにし、皆様に見ていただくと共に、私達は何をなすべきかを考える叩き台の役を果たしたいと思えます。

ので、会員諸兄のご協力を就任にあたりお願いいたします。

まず、第四回野球大会を開催しますが、一チームでも参加をふやす為に、各地の団体等に連絡をとって参加の呼びかけを行いたい。

野球大会の規模は九月までには検討し準備にとりかかる考えです。次に地区別同好会の開催についてですが、地方の会員との親睦

をはかりつつ、交流を深める為に地方都市の適当な所で開催し、出来れば、その地の未加入者にも参加して戴きたいとも考えている次第です。

又、本連盟には、ゴルフ・マー

ジャン・旅行・釣の各種のクラブがあり運営委員会の設置も決定していますので、各クラブの正確な人員を把握し、一人でも多くの参加がえられるように努力します。

部長就任にあたり、組織拡大と厚生部との関連を第一に考えたのですが参加団体を少しでも多くする為に誰れでも出来るソフト・ボール大会を考えてみました。特定の会員しか参加出来ない野球大会より、より中広い参加が可能です。ないかと思っております。まだ思考

我々の理想は組織拡大から

● 荻野弘康

(組織部長)



前年度に引続いて組織部長に就任いたしました。前年度同様事業計画に添って組織部活動を展開したいと思えます。

即ち、昭和四十六年度の事業計画では、次の五つを掲げておりま

す。

- (1)個人会員の加入促進
 - (2)グループ化及び団体加入の促進
 - (3)文書活動の継続
 - (4)未組織地域の訪問
 - (5)未加入者名簿の整理
- 又、全国青税連としての重点基本方針の中で、「組織拡大推進委員会」を発足させる旨を発表しております。

特に、現地出向は、「組織拡大推進委員会」の委員とタイアップ

して積極的にやりたいと思えます。

前年度も、組織部の役員を中心として、北海道の札幌市・長野県の諏訪市・松本市・埼玉県の川崎市・神奈川県横浜市・九州・四国などに出向しておりますが、相

当な効果があったと思えます。現地では、現地の全青税会員と未入会員と一緒に懇談会を開催し全青税の現況・商法・税理士法・税務監査等について、フリートークキングを行い、未入会員に強い感銘を与えました。

形式的な説明は極力省いて、懇談会形式でやるのが、最も効果的だと思えました。本州・四国・九州・北海道・その他の地区を全青税の組織に乗せていくのは、非常に守備範囲の広い難事業だと思います。

全青税の創設期に見る様な形式的な役職人事では、とうていその目的達成は不可能です。

我々組織部役員一同は、時には、組織拡大のために、「飲めないうゝ酒も飲みます」、「下手な歌も歌います」又、事故率の高い「恐怖の飛行機」にも乗ります。

その上で、我々は、会員諸兄に訴えたいのです。会長から一会員に至るまで、組

織部役員と一体となって、組織活動を応援して貰いたいです。税理士制度の発展強化という高邁な理想も、地味な日常活動を味かにはしては、砂上の楼閣となって

「広く報いる為に八回の会報を」

● 吉原 啓 (広報部長)



生来、書くことの大嫌いな私が突然、広報部長に選ばれ、運命の皮肉さを痛感している次第です。ただ救いは、読むことと批判することが飯よりも好きなアマノジヤク(笑)ということですよ。

全青税の一員として、誇りをもって日々を歩んでいる男子としてまさか辞退するわけにもいかず、崖から飛び下りた気持で引受けました。今後一年間、重い荷物を背負って悲壮な決意で進んで行きま

しまうでしょう。会員諸兄の絶大な御支援をお願いいたします。就任の挨拶とします。

かな人材を配していただいたことが、私を力強く動かしてくれそうです。

会員皆さんの、われわれ広報部役員一同に対する大いなるご協力をお願いいたします。

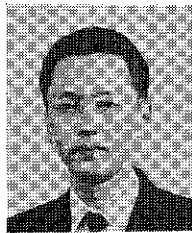
広報部本年度事業計画

- 一、会報は年六回(原則として隔月)発行する。なお商法改正、税理士法改正など時宜に応じ、臨時号を二回程度発行する。
- 一、全会員に対して、直接発送態勢をとる。
- 一、会員へのパイプ役としての、広報本来の役目を最大限に発揮する。
- 一、会員に対し「広く報いる」とことによりメリットを還元する。
- 一、不偏不党の精神で、いかなる圧力にも屈せず、正しく冷静な目で会報を発行していく。

われわれ会員は会報を非常に楽しみにしています。会報を通じて日税連の動き、全国の税理士会のニュースなどをキャッチしています。広報部としては、会員諸兄のご期待を裏切らぬ様、頑張つてまいります。

「財政面から実情を知ろう」

● 中谷 俊文 (経理部長)



全国青年税理士連盟の創立以来五年目を迎え、当連盟は、皆様のご協力ご努力によりまして順調に発展してまいりました。

特に最近、中小企業と税理士業界における一大課題である商法改正悪反対運動及び税理士法改正問題につきましても、積極的な行動により、益々その存在価値を高めております。

現在までの当連盟の団体加入は、東京、名古屋、大阪各青年税

投稿も「的にお願ひし、会報に對するご意見ご批判など、どしどしお願いいたします。会報を「積極的討論の場」として、大きく育ててゆきたく思います。

理士連盟の外に「神奈川青年税理士クラブ」及び「鹿児島県青年部会」の五団体ですが、全国的に個人加入者が増加し、その組織力は、強力に展開されて好ましい次第です。

そこで本年度の予算額における会費収入は、前年度の約二、二倍である一、五三四千円が見込まれております。

当然、経理部としましては、この収入確保を第一目標としまして、その実現達成に務めてまいります。

そして有効な支出によりましてより以上の発展を期していきま

今までも少ない予算でかくも全青税の隆盛をみたのは、会員皆様のご支援によることは当然ですが役員諸兄の尊い労力的及び物質的な犠牲の成果であると存じます。特に本年度の経理部では、かような協力を収入面で受入れし、支出を明確にしまして両建経理により全青税の実情を反映致したいと存じております。

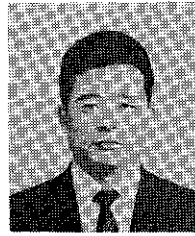
不馴な私ではございますが、経理部の部会活動を通じまして、その職責を果しますもので、以上の趣旨にご賛同下さいまして、一層のご支援をお願い申し上げます。

各部長への連絡先

総務部長	片岡昭夫	〒603	京都市北区北野上白梅	47	075-462-5990
組織部長	荻野弘康	〒116	東京都荒川区南千住	5-25-14	03-803-2328
広報部長	吉原啓一	〒143	東京都目黒区洗足	2-26-15	03-785-2047
研究部長	亀田誠二	〒530	大阪市北区高垣町	22	06-312-9421
厚生部長	円角陽正	〒457	名古屋市南区平子	1-2	052-821-5681
経理部長	中谷俊文	〒600	京都市下京区東洞院通	五条上ル	075-351-8449
業務改善部長	杉浦正康	〒460	名古屋市中区大須	4-14-57	052-251-1768

業務改善の資料を集約する

● 杉 浦 正 康
(業務改善部長)



村田会長の強い要請により本年度新設されました業務改善部の部長に任命されましたので、抱負の一端を記してみたいと思います。税理士業務は現在大局的に見た場合大きな転機を迎えているのではないかと思います。「指導と重点調査」の二本柱を標榜する税務行政の動向は、各国税局単位で出されて来ているチェックシート問題などで端的にその方向が明示されて来ています。その上特試による税理士の大量生産が行なわれており、これらはすべて、税理士の質的な分化を急速に表面化させる要因になると思われま

す。従って、業務の前途に特に強い関心を持つ青年税理士は、自己の業務の質的向上改善を希求しつつ、あらゆる努力を、可能な範囲において傾注し、そのことよって質的分化に対処して優位に立とうとしているものと思われま

かつては税理士の資格さえあれば万事好調に事が運ばれたようですが、現在では必ずしもそうは行かない状況が出て来ておりますので、この過当競争を有利に乗り切るには、最終的に税理士としての資質の向上と、それを具体的な形に表わした業務の方式等の改善合理化をもちとるしか途は残されていない訳です。

「資質の向上」の面では、研究部が担当して一定の成果を挙げ、会報等を通じて全国の会員がそれを自己の糧としている訳ですが、業務改善の問題となりますと、各単位連盟所属の会員に比して、地方会員や個人加入会員等の場合は、若干思まれないウラミがあります。そういう会員達は、必要以上に単位連盟会員とのハンディを感じて呻吟している傾向もあるのではな

見もありますので、全青税加盟の全会員が、業務改善の面でも同一の機会と利益を享受できるように一定の措置を講ずる必要があるのではないかと思います。

勿論単位連盟会員とでも業務改善の問題が全て順調に解決してしまっている訳ではありませんので、都会と地方、団体加入と個人加入の別を越えて全会員の利益になると考えて良いだろうと思

以上のような観点に立って当部を運営して行く所存でありますので、会員各位の絶大な御協力を切にお願

名古屋青税連の近況

名古屋青年税理士連盟は昭和四十六年五月十八日名古屋税理士会館において、第六回定時総会を開き新しい役員を迎え会長には各務重則氏が選出された。この総会において規約の一部改正があり役員

の任期は一ケ年となった。また昭和四十六年度事業計画は次の通り

- 一、名青税本来の目的である会員相互の親睦並びに研修活動の一段強化
- 一、着実な組織拡大及び強化

一、名古屋税理士会執行部に対する

る是々非々の姿勢を堅持する有機的な結合を図る

一、法対策運動への積極的参加以上の事業計画を円滑にすすめる為、民主主義のルールにしたがい会員全員の声を一つ一つ検討し会長と共に我名古屋青年税理士諸君の為、また全国の会員諸君の為に『ガンパロー』と万場一致で決定され第六回定時総会は無事終了した。

(細野淑人)

資料

次年度の課題を明らかにし、理事会での法律案の検討、税法改正の進捗状況、商法の絶対的多数を確保する

日連46第162号
(業第29号)
昭和46年6月3日

日本税理士会連合会
会長 溝田 澄人 殿

日本税理士会連合会
商法改正対策委員会
委員長 波多野重雄

商法改正法律案の問題点について(具申)

当委員会では法務省立案にかかる「商法の一部を改正する法律案」等を検討いたしました結果、下記のとおり問題点が指摘されますので進達いたします。

尚、今後の対策といたしましては、税懇をはじめとして、関係各方面と充分な意見交換を行ない意思統一を図る必要があるかと思料いたします。

記

1. 監査役に業務監査権を付与することは、取締役会の業務監査権との関連において支障がある。
2. 基本法である商法に、特定の職業人による外部監査制度を導入することには問題がある。
3. 資本金基準のみで特例法適用の範囲を定めることには問題がある。
4. 監査役職務権限は会社の大小により異なるので、損害賠償責任の規定も会社の大小により差異を設けるべきではないか。
5. 取締役と監査役の損害賠償責任の規定について均衡を保つよう検討すべきではないか。
6. 特例法適用会社の監査役には業務監査権が付与されていない親会社の監査役に、子会社に対する業務の調査権限が付与されることには問題がある。
7. 改正案全般を通じて、会社運営上種々の問題があり、粉飾防止の実効は期待できない。

昭和46年度 役員・委員一覽

46.7.18現在

役職名	氏 名	所 属	役職名	氏 名	所 属	役職名	氏 名	所 属
会 長	村 田 昭	東 京	広報副部長	山 口 健	大 阪	高法対策特別委員会		
副会長	各 務 重 則	東 京	理 事	坂 口 健	大 阪	委 員 長	平 山 玲	東 京
"	增 田 昌 弘	東 京	"	榎 井 高	大 阪	委 員	杉 浦 正	東 京
"	矢 頭 昇 男	大 阪	"	小 松 喜	大 阪	"	岩 富 邦	東 京
"	小 川 幸 男	神 奈 川	"	細 野 一	大 阪	"	森 水 義	東 京
総務部長	村 山 利 喜	神 奈 川	"	境 大 室	神 奈 川	"	永 谷 孝	東 京
総務副部長	片 岡 昭 夫	大 阪	"	大 金 子	神 奈 川	"	渡 邊 美	大 阪
"	湖 東 義 広	東 京	"	笠 原 秀	長 野	"	渡 邊 明	大 阪
"	水 谷 義 雄	神 奈 川	"	笠 森 木	高 山	"	唐 木 耕	大 阪
"	久 保 田 富 藏	大 阪	研究部長	五 十 嵐 誠	大 阪	"	大 吉 竹	神 奈 川
理 事	安 井 野 裕	東 京	研究副部長	龜 田 田 誠	東 京	"	住 坂 金	神 奈 川
"	佐 野 義 宗	大 阪	"	岩 奥 伊 秋	神 奈 川	"	坂 住 伊 内	神 奈 川
"	中 尾 月 三	長 野	理 事	伊 岡 沢 平	香 崎	"	坂 住 伊 内	神 奈 川
"	望 原 昭 一	神 奈 川	"	岡 沢 村 部	福 岡	"	坂 住 伊 内	神 奈 川
"	原 内 藤 邦 弘	東 京	"	岡 沢 村 部	福 岡	"	坂 住 伊 内	神 奈 川
組織部長	伊 藤 野 弘	東 京	"	岡 沢 村 部	福 岡	"	坂 住 伊 内	神 奈 川
組織副部長	荻 岩 志 吉	大 阪	"	岡 沢 村 部	福 岡	規約審議特別委員会		
"	志 吉 森 山	高 岡	"	岡 沢 村 部	福 岡	委 員 長	大 野 田	古 屋
"	安 孫 昌 積	福 山	厚生部長	庵 角 陽	東 京	委 員	大 野 田	古 屋
"	加 賀 田 三 郎	長 野	厚生副部長	丸 森 渡 辺	東 京	"	大 野 田	古 屋
"	浜 前 田 哲 郎	鹿 児 島	"	北 永 蔭 森	大 阪	"	大 野 田	古 屋
"	平 山 玲 是	東 京	理 事	永 蔭 森 大	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
理 事	押 久 保 克 治	東 京	"	蔭 森 大 高	長 野	"	大 野 田	古 屋
"	岡 大 内 山 新一	大 阪	"	高 中 後 富	大 阪	"	大 野 田	古 屋
"	大 内 山 新一	神 奈 川	経理部長	富 福 杉 大	東 京	"	大 野 田	古 屋
"	大 奈 谷 植 柄	神 奈 川	経理副部長	福 杉 大 野	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	谷 植 柄 重 登	神 奈 川	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	植 柄 重 登	神 奈 川	業務改善部長	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	柄 重 登 一 紹	神 奈 川	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	久 間 桂 憲 逸 武	山 形	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	藤 田 貞 純	山 形	理 事	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	秋 原 田 須	福 賀	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	川 原 田 須	佐 賀	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	村 原 田 須	長 崎	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	奈 原 田 須	鹿 児 島	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	船 原 田 須	秋 田	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
"	斎 藤 清 春	福 山	会 計 監	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
広報部長	結 吉 市 原	東 京	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋
広報副部長	吉 市 原	東 京	"	杉 大 野 藤	神 奈 川	"	大 野 田	古 屋



全国青税連の

発展以外に

理想達成の道なし

会 長 村 田 昭

「役」

員を代表して本年度の会務運営上の基本的な考えを申し述べ、皆様方のご協力をお願いしたいと思ひます。その前に、青年の組織は一年任期を原則として新しい人が交代してこそ意味があるし、同じ人物が三期連続して連盟の最高責任者を務めることに、私自身抵抗を感じますが、組織拡大も中途半端であるし、この二年間手がけてきました法改正問題も理論的段階から実行の段階にきましたし、日税連の体質変化も考えられる事態となり、その上、連盟内部の難問題も未解決の部分がありますので、総会で承認をうけました以上初めて会長に就任した気持ちになり、一年生のつもりで全力で努力することをここに誓います。

「私」

自身、会務に対するナレも出てきましようし、私の欠点、が連盟内部で表面化しないように五名の副会長に常にチェックを

して戴き、役員一同が一体となって全国青税連の進歩発展の為に全力をつくします。ただこの二年間、純粋な気持ちで積極的な創造力と積極的な行動力を基本として、責任ある批判精神をもちつつ実行してききましたが、この基本理念は変わりありません。三段トビというホップ・ステップ・ジャンプの丁度大きくジャンプするこの一年と思つていきます。

「先」

ほど第五号議案としてご承認をうけました「昭和四十六年度事業計画案」を忠実に実施し、本年こそ皆様のご期待に添える様に頑張ります。その為に私も全能力を投入します。

「さ」

て、団体加入もふえ、個人加入もふえつつある現在の情勢からみると、今後とも会員増が考えられます。今まで東京・大阪・名古屋の各青税連推せん

の役員によって運営してきましたが、本年から、その他の団体や個人加入会員で昨年度組織拡大推進委員として、地方にあって活躍願った会員を、数多く役員にばってきして全国的規模で運営したいと思つていきます。いつでも理事会に出席して意見がいただける状態にしておきたいし、色々の情報を地元で持ち帰って戴き、組織拡大に努力してもらい全国青税連の存在意義を地元役員の方から訴えて戴きたいと思つております。

「個」

人加入会員等の理事は、殆んど全員、本人の承諾をとりましたので期待するところ大です。しかし、理事会の出席に要する旅費等を支給出来ない状態ですので、私は今までの年八回の幹事会の在り方を変え、運営上のミョウリを發揮して、理事会は年四回程度にして、今まで私が任意で打合せ会として召集してきました「正副代表幹事会」を新しく「正副会長会」(仮称)とし、これに各部長、各委員長を構成メンバーとして迎え、この「正副会長会」(仮称)で通常の運営を行い、理事会は審議中心にもつていこうと思つていきます。

「本」

年度は、「会報の発行」に最大の努力をし、会員とのパイプがつかまらない様に、会員全部に広く報いる様に広報部を充

実させ、その為の具体策を検討しています。年八回の会報発行は、私の責任において、決ず実行することを、お約束します。また、代議員ニュースの発行にも努力します。そして一日でも早く、会員に会報等が到達するように、本部からの「直送態勢」を確立します。今まで団体加入のところに各団体宛に一括して送り、各団体から発送してもらっていましたが、送料の負担をお願いしていましたが、今後は全会員に直送したいと考へ、会費値上げ分の殆んどは、これらに当てるつもりです。また、直送態勢を利用して全会員から連盟に対する意見をききます。

「組」

織拡大運動は、去年度の活動状況が把握出来たので、これをより前進させ、本部との有機的な結合をはかり、新しい構想のもとに「組織拡大推進委員会」を設置して行ないます。現在考えている構想は、会長を本部統括委員長とし、組織部長を補佐として今回組織部の副部長を各地からばってきしましたので、これらの副部長を各地区別の地区別委員長とし、地元個人加入会員から地区別の副委員長をえらび、地区委員会を設け、副会長は地区別の本部責

「次」

任者となって戴き、地区別の情報を中心に文書活動、現地出向を中心にした組織拡大を本部と一体となつて、有機的な拡大運動を実行したい。私も、いついかなる場合でも現地出向出来るようにしておきます。

「各」

部活動は、もう少し活潑に活動させる意味で、各副会長に適当な各部の担当責任制をしき、副会長にご苦勞を願うつもりです。

「と」

ところで、法改正問題ですが商法対策は、今年「実行最後の年」と思つていきますので、商対は行動を中心にし出来る限りの努力をし、理論面では「商法改悪の本質」を内外に発表しましたし、これをもちに四月十日に出ました「法律案」の批判書を作成し、日税連に具申し、我々は、あくまでも日税連のワク内で、日税

連を動かすように努力します。

今 回の商改運動を反省して、まずと、日税連の基本方針は正しかったし、分派行動という思わぬハブニングが起りましたが、二万会員は、もう少し法律家の研究をし、本質をよく知って、正しい認識のもとに運動をする必要がありましよう。「政治は妥協なり」という低次元で解決出来る問題ではありませぬ。私は妥協するということを考えてみた場合に、個人的見解ですが、三つの条件が前提とならなければならぬと思ひます。一つは、理論面で妥協する余地があるのか。二つは、力の妥協点があるのか。これは理論の本質を十分に認識した上での会員総意の力、即ち日税連の力を意味します。そうして適時性の問題です。この三つを考えた場合、今回の日税連の正規の動きは正しかったし、妥協する余地はなかつたと判断します。五千円の資金カンパが集まらないから力がないというの誤った考えです。全会員が改悪の本質を正しく把握すれば、積極的に集まると信じていた。その点、日税連は今後の時間を利用して、この本質を知らせるべきで、商法改正の研修会を開く必要があるでしょう。

現 在、日税連の問題が大まかに大きな波紋を生じたかと思ふと残念ですが、もし我々の意図しない体制となった場合は、商法問題は早期收拾、早期妥協の方向に進むでしょう。その時は、全国青税連としては、緊急に臨時代議員総会を開催して、全てを報告、正しい判断材料を出して態度を決定したいと思ふ。私は四月十日付の「法律案」には絶対反対です。現在のところ、商法改正に伴う関連法案の準備が着々に進み、次期通常国会会期を過ぎていると聞いています。

今 回の反対運動の過程において、四月二十四日付の日税連の正式文書があります。これは正副会長会で決まったのですが「商法改正案に関する要望書」でその内容は、修正要望書であり、五億円繰引論を要望しています。私は緊急理事会を開催するよう、溝田日税連会長にすぐ申し入れをしました。

七 人の会長のサイン事件のその後ですが、一つ注意したことは、地元の税理士会で自民党修正案で收拾ということ、会長が先頭に立つて理事会等で決定

しつつあることです。そして日税連等の反対理由、即ち「粉飾決算の防止に役立たない」、「法体系をみだす」、「株主等の保護とならない」等々の理由で国会会期阻止を行うことは、日税連で行うことは許されないとする主張があり、これは日税連が特別法人との理由で法令違反とし税理士業務に関連のある部分しか反対出来ないとする考え方です。このような考え方が、反対運動の過程の中で急に出てくるということは、一体どういうことでしょうか。理解に苦しみます。

全 会員は、地元税理士会の執行部をよく注意し、見守る必要があると思ひます。

次 に税理士法改正ですが、商法改正問題で敗けるようなことがあれば、我々の理想とする税理士制度は程遠くなると思ひます。商法と税理士法は密接な関連を有し、商法がダメなら税理士法で取りきしようとする考え方がありとすれば、これこそ本質をとり違えた考え方といえるでしょう。

現 在、二次試案が各税理士会の代表委員によってまとまったものですが、我々とすれば不満足な点がありますが、早急はこの二次試案を前進的に修正し

て、早く口 舌の態度を決定すべきと思ひます。その為の提言を日税連に向けて行いたいと考えています。

ま た、そろそろ税務監査の問題が再燃しつつありますし、チェックシートも、その前しよう戦と考えられる一面もあり、また、最近では、法人会の社団化ですが、これなども税理士法第五十条の臨時税理士を目的としているフシがあり、税理士会をとりまく環境はますますきびしくなろうとされています。

我 々は、税理士会の命運を決定するこの二つの法改正には、全力で対処し、傍観は許されません。青年税理士である以上、明日の税理士像を夢みて純粋な気持ちで努力し、純粋な説得は、必ず二万会員に理解させることが出来ると思ひています。一日も早く組織拡大を行ない、本当の意味の「全国青年税理士連盟」に成長させ、我々の意見がストレートに日税連に通る様に、各単位税理士会を改革しつつ、日税連が会員総意によって運営される様に努力しなければなりません。

我 々、執行部は本日の総会の議決をうけて、この一年は去年以上に努力することをここに

誓います。何卒、全面的なご協力、ご支援を切に願ひする次第です。

最 後に一言、会員を代表して日税連会長・溝田澄人先生に「ご苦労さまでたと申し上げたい」

この二年間、非常に重大な時期に日税連会長という激職をまっとうされ「新しい時代の税理士会づくり」に努力され、税理士会としての税理士会づくりを實行し、特に商法改悪については先頭に立つて気骨ある精神で進んでこられたが、来る二十一日をもってその座からおられます。会長が常にいられた「若い人の為」という言葉が聞かれなくなること、は淋しいし、東京会の会長選でわずか九十二票の差で官側の圧力によって、技術的な敗北をしたことは、私も東京会の一員である以上その責任を痛感しています。溝田落選がこんなまでに大きなショックを与えたことは、日税連会長人事のうごきをもみても判ります。会長もそうでしょうが、我々としても心残りがするし、残念でなりません。

先 日会長にお会いした時「税理士会は逆行するぞ」と言っておられましたが、我々は逆行

をくいとめる為に全力で努力しまし、溝田会長も会長経験者として努力してもらいたい。

公 式の席上でお会い出来るのはこれが最後となるでしょう。次の総会では、日税連会長として、お迎え出来ないのは残念ですが、溝田会長も十分に休養をとられ、この二年間のお疲れをとって戴き、今後の活躍を祈ります。

我 々は溝田会長の反骨精神を学びとり、新しい時代にマッチした「近代青税連」への道を進みたいと思っています。この一年間のご支援ご協力を切にお願いする次第です。総会では時間の関係上会長挨拶がカットされたのでここにその全文を掲載する(広報部)



猛暑のなか 第一回「理事会」開かる

新役員による第一回理事会が、東京税理士会館において、八月七日午後一時から片岡総務部長の司会で開催された。

始めに、村田会長より、本年度の重点方針として、全国的な組織の拡大、特に地方会員の加入促進の方針と、広報活動を年八回程度の会報発行により質量共に充実し、全会員とのパイプの役割を完遂させたい旨の表明があった。

次に議事に進み、各部長より、本年度の事業計画案の発表があり、それらの審議、決定を行なった。議題の最後に、臨時税理士問題に関し、日税連に申入書を提出する件について審議採択し午後五時三十分理事会を終了した。

今理事会は、炎天のさなか、四国、新潟、長野をはじめ、全国多数の地区より四十二名の理事が出席し、活気あふれる論議を行ない全国青年税理士連盟の輝かしき前途を暗示するが如きであった。なお当日午前十一時より同会館に於て、各部の第一回会合が開かれ、本年度の事業計画案の作成が行なわれた。(写真は第一回理事会の様子)

植村孝君

(高松)



東京

吉原啓一

植村君とは旧いつき合いである。同じ事務所仕事をしたこと、同郷であること、大酒飲みであること、気短かであることが、二人を親しくさせたのかもわからない。会えば必ず口論をふっかけてくる。大いに語り、共に泣き、怒る。実に天真爛漫、愛すべき男である。私が年上で兄貴ヅラをするのだが、素直についてきてくれる。将来の全青税を背負って立つ一人であると思う。好漢、惜しみらくは、風貌に似合わず小心な点がある。

る。清濁合わせ呑む境地に到達することを期待する。彼の成長が実に楽しみである。「出る杭は叩かれる」

くよくよするな、全青税のためしつかり頑張て欲しい。(長所) 頭の回転が恐ろしく早い。調子になると、頭より口が早くなることを忘れずに。(短所) 頭がいいことは、デリケート・神経質に通ずる、もっと大胆に、遠吠えはしない様に。(特技) ギター、将棋はプロ級、全青税代表の資格充分である。

大阪青税連幹事会報告

七月六日、第一回幹事会開催、担当部署の決定、および本年度基本方針の検討に入る。

先ず、本年度は、特に税理士制度に関する諸問題を専ら担する制度部並び組織拡大を担当する組織部を新設して連盟の発展強化に重点を置くとともに、従来の研究部および経営相談部を廃止してこれを事業部に改め、組織の合理化を図る。

次に、本年度の重点施策として一、広報活動の強化充実を図る。速報性、報道性に重点を置き、原則として毎月発行を行なう。一、組織の強化拡大を図る。

個人会員の増大、和歌山、滋賀両青税クラブとの接触を促進する。

特別会員の資格等、規約の技術的な改正について検討を行なう。

一、連盟本来の機能の強化を図る。各支部間の行事等についての調整検討一支部行事の等質性、税理士制度に関する問題について研究会の開催一主として意識革新を求めて。

七月二十二日、連盟および支部合同の拡大、報部会を開催。

広報の毎月発行実現のため、その基本的理念、目的に関する討議を行ない、全員の合意を得る。七月二十六日、第二回幹事会開催。

六部の具体的な事業計画ならびに予算の配分について協議、その大旨を決定する。

一部の事業については、なお継続審議とし、次回に確定させる。(住野和彦)

会費払込案内

今回の規約改正で会費は月額一〇〇円となりました。

納入方法(郵便局払込) 振替口座番号 東京九五二八一 加入者名 全国青年税理士連盟

祝 辞

本日ここに全国青年税理士連盟が第四回定時総会を挙行されましたに当たり一言お祝いの言葉を申し上げます。是非を申し述べた機会に恵まれましたことは私の非常な光栄とすべくしてあります。

全国青年税理士連盟が今日かくも隆昌をみるに至りましたことは会員各位が税理士制度のあるべき姿を求めの情熱をもつて努力されて参りましたことの証左に他なりません。

ここに心より敬意を表する次第であります。現下の日本経済は自由化圧力を主として、経済大国としての国際的な責任が問われておりまた公害が社会問題とされるなどその前途は多難なものがあります。

また税制面におきましては付加価値税創設の動きも見られ、企業とりわけ中小企業にとって今後ますます厳しさが予想されることとあり、中小企業の擁護者たる私共税理士の社会的役割もより以上に重要性を

増しつてあります。ここに税理士業界におきましては商法改正問題ならびに長年の懸案となつております税理士法改正問題と税理士制度の将来を定むる極めて重要な問題に当面致しております。

増しつてあります

このころに当たり全国青年税理士連盟が定時総会を開催し、決意を新たにしたことは誠に喜びに耐えません。社会の発展は青年の若さ力と情熱に負うところ大なりものがあります。

どうか全国青年税理士連盟におかれましては業界の進歩発展のための尚一層のご尽力を賜りますようお願いし、申し上げる次第であります。

おわりにあたり貴連盟の諸業を祈念致しますとともに、会員各位のご発展と健康をお祈り致しまして祝辞の一端と致します。

昭和四十六年七月十八日
日本税理士会連合会
会長 山口洋人

個人加入会員の代表として

副会長 村山利喜(埼玉)

この度、はからずも京都宝池大会において、副会長の御指名を受け、会務の一端をお引受けすることとなりました。

もとより青税会員となつて日も浅く、その任ではありませんが、商法改正問題、税理士法改正問題等、我々の明日を左右する重要問題が切迫している今日、全国個人加入の会員の代表として、その責任の大なることを胸にひしひしと感じつつこの大任をお引受けする決意をいたしました。

我々全国に散在する個人加入会員は、団体加入地区の会員と異り志を同じくする者との会合の機会に恵まれません、常に孤立の中で明日への不安を感じております。月に一度配布される連合会会報が唯一の中央の情報源であり、時々発行される青税の機関紙は正に砂漠の中のおアシスの役割をはたしている現状であります。特に今年度は他の役員諸君とも協議の上、情報パイプの拡大を真剣に検討してみたいと思っております。

する現代に於いて、社会経済は、益々複雑化し、技術革新は日に日に進んでおります。この中にあって中小企業のコンサルタントである我々税理士もこの時代の変化に

応じて、多様化する顧問先企業の要求乃至は希望を満足させて行かなければなりません。そのためには、我々の行なう業務サービスの密度を向上させ、又業務サービスエリアの拡大をはからなければならぬと考えます。それには先ず我々税理士が自らの事務所業務改善をはからなければ、複雑多様化する顧問先企業の要求について行かれないこととなります。この為には最早、一税理士の力ではどうにもなりません。多くの税理士が協力し、研究し合うことによつてのみ可能なことです。事務処理の統一化、合理化によつて発生する余力を調査、検査業務に転向させることによつて、業務内容の密度を高める、これによつて始めて納税者の權益も主張でき、守られるものと確信します。これらの事を会員諸君と共に考えて行きたいと思ひます。

五周年記念の論文を募集

広報部では全国青税連創設五周年を記念して、特集号を企画していますが、広く会員諸君より左記のテーマで小論文を募集しますのでご協力下さい。

(テーマ)
十年後の全国青税連は如何にあるべきか
(締切日)
昭和四十六年十月三十日
(字数)
十五字つめ原稿用紙で二十枚程度

(送付先)
連盟本部まで
入選作は優秀論文三点を審査委員会を選び五周年記念特集号で発表します。
優秀論文には、賞状と記念品を贈呈します。

(広報部)

三者会議開催

7月28日 於名古屋

全国婦人税理士連盟、全国專業税理士協議会、全国青年税理士連盟の第二回三者会議は七月二十八日、名古屋のホテル・ニュー名古屋で開催された。

今回は全国婦税の呼びかけで行なわれた。

(議題)

一、税理士会役員選

挙に対する反省と

批判

二、商法改悪反対運

動に対する反省と

批判

三、税理士業界の今

後の展望

これらの議題について話し合いが進められたが、特記すべきことは、全国専税協の内部的問題が席上表面化した。この三者会議を契機として東京専税協と大阪専税協の話合いが行なわれたのは、喜ばしい。大阪専税協

の機関紙の報道記事の書き方が問題化して、色々な角度からの批判が出たが、全国青税連は、この種の機関紙の必要性は十分にあり今後の発展を祈るが、特に報道記事については複数の取材と編集を要

望した。

商法問題については、改悪反対の意見が絶対多数で今後の協力を誓ったが、一部には、「収拾すべきである」との意見が出た。

この三者会議は、本年四月六日第一回の話し合いが、浜松の内山会計事務所本連盟の村田会長の呼びかけで開催された。その趣旨は、三つの友好団体がばらばらに商法、税理士法の問題に対処するのではなく、全く同じ組織の意見の場合は、お互いに協力して三者一体となって運動する方が、より効果的であるとの判断で開催されたのである。一つの組織より三つの組織で実行する方が大であるとの認識から出発した。税理士業界の今後については悲観論と楽観論が出たが、全国青税連は我々の努力次第で明かるい見通しがつくのであって、如何に努力していくかが先決である。我々をとりまく環境は今後、きびしくなるだろうが、一日も早く組織拡大を成功させて努力したいとの意見が出た。

なお当日の出席者は村田、荻野、奥田、矢頭、亀田、市原、佐野、岩付、杉浦、各務の十名であった。

昭和46年7月18日

日本税理士会連合会

会長 木村清孝殿

全国青年税理士連盟

会長 村田 昭

要 望 書

昭和46年5月18日に日本税理士会連合会制度部及び税理士法改正対策委員会が、「税理士法改正に関する第二次試案」をとりまとめた努力に対し、本連盟は深甚なる敬意を表します。

しかるに、2カ月有余を経た今日において、未だこの内容を全会員に公表されて居ないのは、如何なる理由によるものか理解に苦しむものであります。

税理士法改正は全会員の等しく望むものであると共に、最大関心事であることは御承知の通りと思ひます。

したがって「第二次試案」を、すみやかに理事会で検討され特別試験の廃止、自主権の確立、完全な代理権の確立等、真の税理士制度確立の為の税理士法改正運動を停滞させることなく推進することを強く要望致します。

上記「要望書」の回答が8月13日連盟本部によせられた。

日連 46 第 319 号

(業第 49 号)

昭和46年 8 月 6 日

全国青年税理士連盟

会長 村田 昭殿

日本税理士会連合会

専務理事事務取扱 北川 孝

貴連盟「要望書」(昭和46年7月18日付)

に対する回答

お申入れにかかる、税理士法第二次試案につきましては、去る昭和46年5月18日本会制度部及び税理士法改正対策委員会より答申を得て、直ちに第4回正副会長会(昭46.6.3)及び第2回常務理事会(昭46.6.4)並びに第1回理事会(昭46.6.24)においてその取扱方が検討され、その結果旧執行部から新執行部へ申送られることとなりました。

ところで、このたびの貴連盟よりお申入れの主旨はご尤もでありますので、役員改選等のため若干遅れましたが、第二次試案は次号会報に全文公表することと致しておりますのでご了承下さい。

なお、税理士法改正問題は全会員の最大関心事であり、改正運動を推進することは業界永年の念願であることはご指摘のとおりであり、引続き新執行部に課せられた重要任務でもあったと考えます。

つきましては、今後新執行部においても鋭意努力致して参る所在でありますので、今後とも格別のご支援を賜るようお願いいたします。以上簡単ですが回答申し上げます。

業務改善部

よりのお願い

今年度より新しく業務改善部が新設されましたが、事業計画案にもあります様に事務所の合理化を果る為、各種資料を集め改善資料を頒布したいと思っておりますので、左記の情報、資料等がありましたら、お送り下さい。

一、チェックシート等に関する資料(月次、決算、申告書、源泉関係等)

二、業務管理システムの合理化に関する資料

- ① 日常業務の合理化問題
 - ② 顧問先別の原価把握の問題
 - ③ 従業員管理の問題
- 三、その他税理士業務改善に役立つアイデア一般

○送付先○
名古屋市北区金城町2-128

金城ビル

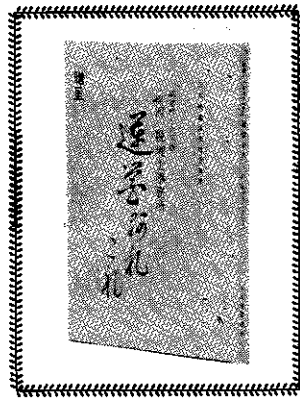
大野真一

月刊『会計ニュース』今がご契約のチャンス!!

贈呈 「実例」税理士事務所運営あれこれ

A 5 判
180 頁

会計ニュース会員全員に謹呈
向う1年間、何月からでも
今ご契約戴ければ贈呈



会計ニュースの (株)日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57
佐原ビル4F7F
352・0769 356・0769

経通グループ
日本経営通信社の姉妹会社
(株)日本経営企画
(352) 0418 (356) 0061
(有)日信発送社
(352) 3725

目次

- 第1章 税理士業務以外を法人化した例
- 第2章 後継者問題
- 第3章 コンピューター問題
- 第4章 税理士事務所の就業規則集
- 第5章 顧問先の会運営
- 第6章 職業会計人としての挨拶集
- 第7章 税理士の病気
- 第8章 会計ニュース利用
- 第9章 特別寄稿

色別で誰にもできる

標準伝票会計

伝票	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
入金伝票(赤色).....	300枚	180円											
出金伝票(青色).....	300枚	180円											
預金預入伝票(茶色).....	300枚	180円											
預金引出伝票(紫色).....	300枚	180円											
受取手形伝票(緑色).....	300枚	180円											
支払手形伝票(桃色).....	300枚	180円											
振替伝票(灰色).....	300枚	180円											
現金預金管理票(水色紙).....	200枚	180円											
勘定集計票(桃色紙).....	200枚	180円											
勘定総括票(黄色紙).....	60枚	120円											
売上伝票(5枚複写).....	50組	300円											
仕入伝票(2枚複写).....	50組	150円											
請求書(2枚複写).....	50組	120円											

●標準伝票会計7つの特長

- 1 初心者でも簡単に利用できる
- 2 処理時間が短縮できる
- 3 伝票が色刷りなので仕訳が簡単
- 4 管理会計がひと目でわかる
- 5 資金管理が容易
- 6 部門別計算が容易
- 7 応用範囲が広い

☆その他伝票応用フォーム各種とりそろえてございます。
カタログ・資料ご請求ください。



日本法令様式販賣所

東京都千代田区神田富山町26
TEL(二五二)九一五一

全国青年税理士連盟規約

第一条

本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条

本会の目的は、下記の通りとする。

- 一、税理士制度の発展強化
- 一、会員相互の研修及び親睦
- 一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条

本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。

2 前項の団体は会員数二十名以上とする。

第四条

本会の事務所は会長がこれを定める。

第五条

本会に次の役員をおく。

- 一、会長 一名
- 一、副会長 五名以内
- 一、理事 百名以内

第六条

会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行なう者とする。

定める。

第七条

本会に会計監事五名以内を置く。会計監事は会計を監査し代議員総会に報告する。

第八条

本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第九条

本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。会議の招集は会長が行なう。

理事会は役員をもつて構成する

定時代議員総会は毎年事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

第十条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

第十一条

代議員の選出方法は別に定めるところによる。

第十二条

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

第十三条

本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第十四条

本会の事業年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日までとする。

第十五条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。

第十六条

前条の会費は、一名につき月額一〇〇円とする。

第十七条

本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経る行なう。

代議員選任規程

第一条 (選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

第二条 (選任の方法及びその数)

1 各団体における会員の互選

により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

第三条 (任期)

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第四条 (補充)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

編集後記

本年度は、会報の発行に重点をおくという会長の総会発言で、京都大会から広報部は出発しました。

年八回の会報発行を必ず実行する為に、年間スケジュールを作成しましたが、会員諸兄にお願いしておきたいことは、原稿依頼がありましたら締切日までに連盟本部に到着するようにお願いしております。

広報部のモットーは「広く」会員諸兄に「報いる」ことであると思っておりますので、全力投球をして、全国青税連の発展に寄与したいと思っております。

本号は、総会特集号とし、新しいアイデアをとり入れ、ソフトムードを出すことに力を入れました。ご批判を乞います。

(広報部一同)



全国青年税理士連盟

東京都目黒区神奈川1丁目19番13号
 電話 (03) 716-5382-7563
 東京本部 電話 132
 理事 会 広報部長 吉原啓一
 発行人 人 編集部 本
 印刷所